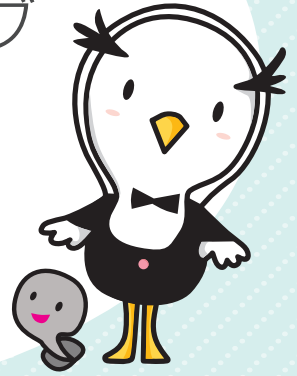


個人向け健康ポータルサイト

MY HEALTH WEB

マイヘルスウェブ

医療費控除申告のe-Tax用 医療費通知データが ダウンロードできるようになりました!

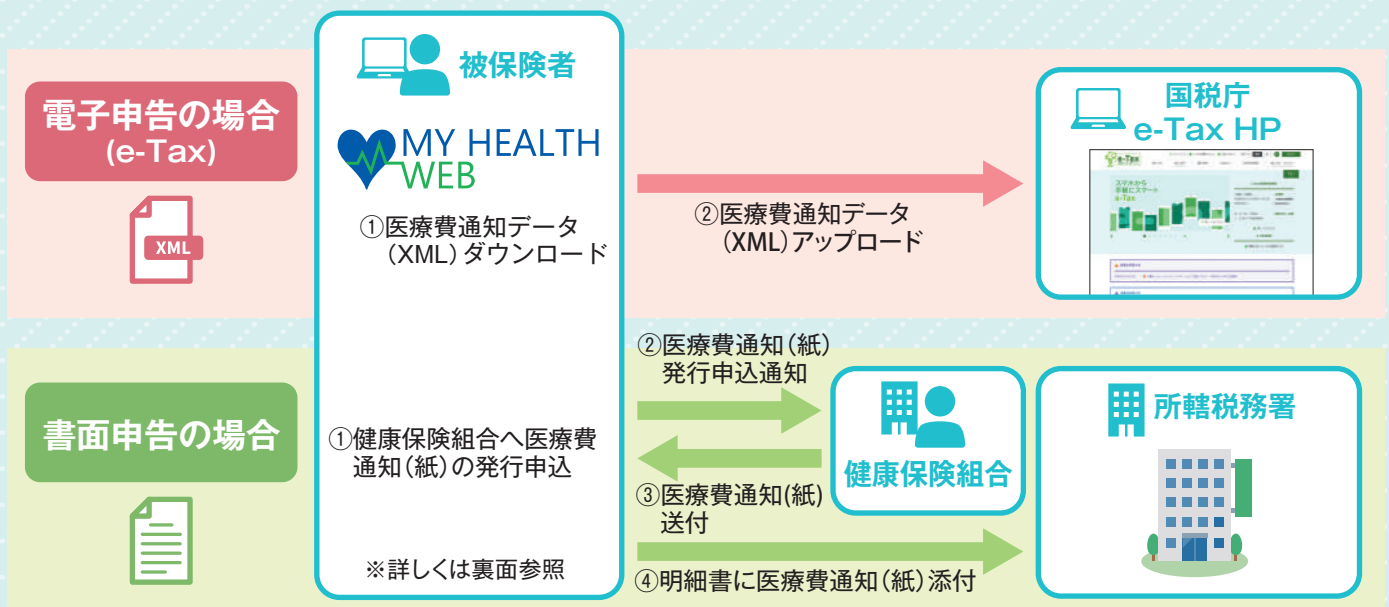


公式キャラクター
「ヘロンくん」

平成29年度税制改正により、平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに“医療費控除の明細書”（以下「明細書」）の添付が必要となりました。その際、健康保険組合等の医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。今般その改正に対応し、e-Tax用医療費通知データのダウンロード、書面申告用の紙通知書発行・送付申込がMY HEALTH WEBで行えるようになりました。

	添付書類	領収書の5年間の 保管義務
従 来	領収書	あ り
変更点 平成29年分の 確定申告から	明細書 (医療費通知を添付)	な し※ (医療費通知記載分)

※医療費通知に記載のない医療費等で、ご自身で領収書に基づき明細書を作成した分の領収書については5年間の保管が必要です。「ふるさと納税」でワンストップ特例制度をご利用された方は、医療費控除の確定申告を行うと無効になるのでご注意ください。（詳細は、国税局のホームページをご参照ください）



MY HEALTH WEB 利用ガイド

1 健康保険組合のホームページより
MY HEALTH WEB にアクセス

2 「医療費控除申告書用」 ページを開く
MY HEALTH WEB 「TOPページ」▶「医療費情報」
▶「医療費控除申告書用」



申告方法に応じて
いずれかをクリック

そもそも医療費控除って何？

1月～12月までの1年間に医療機関等で自己負担した医療費が10万円*を超えたとき、税務署に申告することで、超過分が課税所得額から控除され税金が還付される制度です。

$$\text{医療費控除額 (上限200万円)} = \text{1年間の医療費の自己負担額} - \text{給付金・保険金等補てんされる額} - \text{10万円*}$$

※[*]…総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%

確定申告に「医療費通知」を使う場合の注意点

▶ 医療費通知の原本を添付してください

医療費通知を明細書に添付する場合は、原本を添付する必要があります。医療費通知を受け取ったら、紛失しないように大切に保管してください。

▶ 医療費通知に反映されない医療費があります

市販薬の購入費用や自費診療分の医療費のほか、医療機関からの請求遅れ分、発行月の関係で、医療費通知に記載のない医療費等については、領収書に基づいて明細書に記入し、申告書に添付します。

▶ 負担額が異なる場合などは訂正してください

公費による助成等があり、自己負担額が医療費通知に記載されている額と異なる場合は、申告時にご自身で実際に負担した額に訂正してください。

※医療費控除の詳細については、所轄税務署にお問い合わせください。

